

島根県報

第一、三七二号

平成十四年五月三十一日
(金曜日)

告示

島根県告示第五百五十二号

島根県保育士試験規程(昭和二十八年島根県告示第六百一十九号)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

告示

島根県保育士試験規程の一部改正

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出
林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅
指定漁船調書の縦覧

(青少年家庭課) 一
(農村整備課) 四
(林業振興課) 五
(漁業管理課) 一

(障害者福祉課) 一二
(都市計画課) 一二
() 二

地労委告示

あっせん員候補者の公示

応急入院指定病院の指定
島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技器具等)の購入に係る一般競争入札の実施
島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技用具・運搬・収納器材等)の購入に係る一般競争入札の実施
島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(サッカー・ラグビー用備品)の購入に係る一般競争入札の実施
開発行為に関する工事の完了

() 一六
" " 一五
() 一六

様式第一号中

受験番号	※
筆記試験会場	
実地試験会場	

を

受験番号	※
筆記試験会場	
実地試験会場	
実地試験受験分野	絵画制作 言語 音楽
	選択する2分野に○印をつけること

に、

試験科目受験免除願			
科 目 名	証明書番号 (交付年月)	合格都道府県又は学校名	
社会福祉	第 年 号 月		
児童福祉	第 年 号 月		
児童心理学及び精神保健	第 年 号 月		
保健衛生学及び生理学	第 年 号 月		
看護学及び実習	第 年 号 月		
栄養学及び実習	第 年 号 月		
保育原理及び教育原理	第 年 号 月		
保育実習	第 年 号 月		

を

試験科目受験免除願			
科 目 名	証明書番号 (交付年月)	合格都道府県又は学校名	
社会福祉	第 年 号 月		
児童福祉	第 年 号 月		
発達心理学及び精神保健	第 年 号 月		
小児保健	第 年 号 月		
小児栄養	第 年 号 月		
保育原理	第 年 号 月		
教育原理及び養護原理	第 年 号 月		
保育実習	第 年 号 月		

に、

※ 点検欄			
受験資格		住民票の写	
証紙	免除確認		
写真	返信用封筒		
(注) 太線で囲んだ部分には記入しないこと。 (注2) 実地試験受験分野は保育実習を受験する人の み記入すること。			

※ 点検欄			
受験資格		住民票の写	
証紙	免除確認		
写真	返信用封筒		
(注) 太線で囲んだ部分には記入しないこと。			

に改める。

を

に改める。

様式第二二号中

受験番号	※
筆記試験会場	
実地試験会場	
ふりがな 氏名	

を

受験番号	※
筆記試験会場	
実地試験会場	
実地試験受験分野	絵画制作 <input type="checkbox"/> 言語 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/>
ふりがな 氏名	選択する2分野に○印をつけること

様式第三号中

1社会福祉	2児童福祉	3児童心理学及び精神保健	4保健衛生学及び生理学	5看護学及び実習	6栄養学及び実習	7保育原理及び教育原理	保育実習簿記合計
-------	-------	--------------	-------------	----------	----------	-------------	----------

を

1社会福祉	2児童福祉	3発達心理学及び精神保健	4小児保健	5小児栄養	6保育原理	7教育原理及び養護原理	保育実習筆記合計
-------	-------	--------------	-------	-------	-------	-------------	----------

に改める。

様式第五号中

試験科目							
1社会福祉	2児童福祉	3児童心理学及び精神保健	4保健衛生学及び生理学	5看護学及び実習	6栄養学及び実習	7保育原理及び教育原理	8保育実習

を

試験科目							
1社会福祉	2児童福祉	3発達心理学及び精神保健	4小児保健	5小児栄養	6保育原理	7教育原理及び養護原理	8保育実習

に改める。

島根県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定により告示する。のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

附則

この告示は、平成十四年五月三十一日から施行する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百五十四号

事業主体名 鹿足郡津和野町土地改良区	事業名 高田地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	完了年月日 平成十四年三月六日
-----------------------	-----------------------------	--------------------

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

指定番号	指定年月日	指定採取源別	所在場所	本(本)数	面(ha)積	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五九	四五八	四五七	四五六	四五五	四五四	四五三
四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	ひのき	すぎ
四能義郡広瀬町上山左一二八	三能義郡伯太町東母里二四〇	二安来市上吉田町一四四六一	一能義郡広瀬町西比田二三三五	八能義郡広瀬町西比田二四七	三一一	七八束郡鹿島町北講武二〇一
五〇	五九	八九	六七	五〇	四〇〇	六〇〇
○・三三	一・一三	一・〇〇	〇・二三	〇・一五	一・〇〇	一・九一
佐藤光弘	能義郡広瀬町西比田二九一一	岩田幾男	山本朋義	荒川配民	野々村善成	石橋重則
				能義郡広瀬町西比田四一二	能義郡広瀬町西比田七九二	八束郡鹿島町北講武二〇七一
				松江市東本町五六一	能義郡広瀬町西比田二七一	八束郡鹿島町北講武二〇一五
				安来市清瀬町二七一	能義郡広瀬町西比田二九一	八束郡鹿島町北講武二三五
				安来市東本町五一一	能義郡広瀬町西比田二九一	八束郡鹿島町北講武二一五

島根県告示第五百五十四号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

四六一三	四七三三一	普通母樹林	能義郡伯太町西母里一八一	二一一	一二六	一〇六	能義郡伯太町東母里四八三
四六一四	四七三三一	普通母樹林	能義郡伯太町東母里一四九	二一三	八一四	一〇〇	能義郡伯太町東母里四六八
四六一五	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町富田二二三六	一、〇一〇	二・二五	一・〇〇	柴田 達雄
四六一六	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷九〇七一	二	三五〇	三・〇〇	安来市中津町五六一
四六一七	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷九〇七一	一	〇・〇一	高橋 功	母里財産区
四六一八	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	三五〇	三・〇〇	
四六一九	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	〇・〇一	安来市中津町五六一	
四六一〇	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	二	一・〇〇	
四六一一	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	一	一・〇〇	
四六一二	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	一	一・〇〇	
四六一三	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	一	一・〇〇	
四六一四	四七三三一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	一	一・〇〇	
ひのき	すぎ	くろまつ	能義郡広瀬町西谷一〇六	一	一	一・〇〇	
一	松江市枕木町柳谷四〇一一	八束郡美保関町片江二四三 七一一	松江市邑生町鰐口七八八	一	一	一・〇〇	
三〇〇	四三〇	六五〇	六〇〇	一三〇	五三〇	三四〇	能義郡広瀬町西谷一〇六
二・〇〇	二・一八	三・〇四	二・五〇	〇・八六	一・二三	一・五一	能義郡広瀬町西谷一〇六
三原 誠	三原 誠	寺本 昭	八束郡美保関町片江七七四	内田 善之	松江市邑生町二九八一一	沢田 一郎	能義郡広瀬町西谷一〇六
		大森 昌訓	鳥取県境港市上道町三三二二一	松江市邑生町二九八一一	松江市邑生町二九八一一	沢田 一郎	能義郡広瀬町西谷一〇六
					華藏寺		

四七一四	四七一三	四七一二	四七一一	四六一三四	四七・三・三一	四七・三・三一	四六一三三	四六一三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四六一三〇	四六一二九	四六一二八	四六一二七	四六一二六	四六一五	
四八・五・一	四八・五・一	四八・五・一	四八・五・一	四八・五・一	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	あかまつ	すぎ	あかまつ	あかまつ	すぎ	すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	あかまつ
安来市上吉田町一六八八	安来市上吉田町一七〇一	安来市上吉田町一七〇一	安来市上吉田町一〇一九	松江市枕木町平山四五〇一	一四	松江市枕木町枕木四五七一	二〇	松江市枕木町后南道下四三	○	松江市枕木町平山四五〇一	六	松江市枕木町平山四五〇一	五	松江市枕木町平山四五〇一	七	松江市枕木町枕木四五七一	
六六	二七〇	二三三	六四〇	一六〇	一七〇	一五〇	二七〇	一五〇	四〇〇	一五〇	一六〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
○・六五一	○・四七九	○・四三五	一・一八七	○・三〇	一・九五	一・七〇	二・七〇	○・三六	○・三六	○・三六	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・六〇
佐山 光行	安来市上吉田町一一四七	安来市上吉田町六二三一一	佐伯 清雄	湯浅 信雄	松本 重頼	松本 栄一	住忠株式会社	大阪府大阪市西区南堀江四一六一一	○	松江市枕木町三五六	月坂 茂	月坂 茂	月坂 健一	月坂 健一	石川 昌一	石川 喜代志	森山 博正

四七一五	四八・五一	普通母樹林	安来市上吉田町一七〇五	一九〇	○・三八	浜田市熱田町七一六一一
四七一八	四八・五一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷九七四一	七五	○・四〇	持田 宏
四七一九	四八・五一	普通母樹林	能義郡広瀬町西谷一〇六	二・九〇	能義郡広瀬町西谷一〇六	沢田百合子
四七一〇	四八・五一	普通母樹林	安来市田瀬町一五八四一一	八一五	二・九〇	能義郡広瀬町西谷一〇六
四七一二	四八・五一	普通母樹林	安来市田瀬町一五八九	四四	○・三一	安来市田瀬町一五一
四七一三	四八・五一	普通母樹林	能義郡伯太町東母里一五一	二八	○・二五	高塚 益
四七一四	四八・五一	普通母樹林	能義郡広瀬町富田二三三一〇	五〇	一・二〇	安来市田瀬町一五一
四七一七	四八・五一	普通母樹林	能義郡広瀬町西比田二一四一	四五〇	二・一〇	能義郡広瀬町富田八一八
四七一八	四八・五一	普通母樹林	安来市下吉田町八二三一一、	二二	二・一〇	石田 正
四七一九	四八・五一	普通母樹林	能義郡伯太町東母里一三四	二	二・一〇	能義郡広瀬町鶴の浦二一一
四七一〇	四八・五一	普通母樹林	八束郡八雲村熊野一三一一	五一	二・一〇	荒川 配民
四七一一	四八・五一	普通母樹林	八束郡八雲村上意東一〇	二二	二・一〇	井塙 滋夫
四七一二	四八・五一	普通母樹林	八束郡東出雲町上意東五七	三	二・一〇	新田 幸三
四七一三	四八・五一	普通母樹林	八束郡東出雲町上意東五七	一九	二・一〇	稻田 武男
四八・五一	四八・五一	普通母樹林	八束郡八雲村西岩坂九一三	一八	二・一〇	平林 孝一
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	八束郡八雲村熊野一三一一	一七	二・一〇	浜田 忠光
ひのき	ひのき	ひのき	八束郡八雲村熊野一三一一	一六	二・一〇	富士本 貢
ひのき	ひのき	ひのき	八束郡東出雲町上意東五七	一五	二・一〇	

四八一三	四八一三	四八一〇	四八一九	四八一八	四八一七	四八一六	四八一五	四八一四	四九三九	四九三九
四九三九	四九三九	四九三九	四九三九	四九三九	四九三九	四九三九	四九三九	四九三九	普通母樹林	普通母樹林
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	能義郡広瀬町布部三二二	能義郡広瀬町布部三二二
すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき	ひのき
八束郡玉湯町林村	八束郡島根町野波	八束郡島根町野波	八束郡鹿島町古浦	八束郡鹿島町古浦	一九〇	能義郡広瀬町西比田二二八	能義郡広瀬町西比田二二八	七〇	九五	五五〇
五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	二五〇	一九〇	能義郡広瀬町西比田二三四	能義郡広瀬町西比田二三四	〇・三〇	〇・二	一・〇〇
〇・三〇	〇・五〇	〇・三〇	〇・一〇	〇・一〇	三・〇〇	能義郡広瀬町西比田二九一一	能義郡広瀬町西比田二九一一	森藤秀代	能義郡広瀬町西比田三〇七	能義郡広瀬町西比田三〇七
湯原政和	八束郡玉湯町林村七三四	余村明幸	八束郡島根町野波一〇三九	八束郡島根町野波一〇三九	井谷包夫	能義郡広瀬町西比田二九一	能義郡広瀬町西比田二九一	岩田幾男	金屋子神社	能義郡広瀬町布部六四五

島根県告示第五百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第三百八十号による保険に付すべき義務は、平成二年三月二二日限り消滅（つづく）、同表第二項文書（同表延了見引）（昭二二年三月二二日）

十七年農林省令第十八号) 第二十六条の三の規定により告示する。

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁

島根県告示第五百五十六号

仁摩町加入区

島根県知事 澄田信義

湯原 政和

船調書を縦覧に供する。

平成十四年五月三十一日

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

八束郡鹿島町大字御津四六二一四

小笠伸明

三九五

金崎利善

八八九一

佐々木伸幸

2 加入区

御津加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

御津漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

告示の日から十五日間

御津漁業協同組合

公 告

次とのおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県立湖陵病院

名 称	所 在 地	認 定 期 間
島根県立湖陵病院	簸川郡湖陵町大池二百四十番地	平成十四年四月一日から同年三月三十日まで

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技器具等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札

次とのおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

三 入札の日時等

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

(一) 入札の日時等

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階
島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二一ー二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年五月三十一日から平成十四年六月七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年七月二日 午後二時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合

合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否
要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次とおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技用 整備・運搬・収納器材等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県報

島根県簸川郡大社町大字北荒木
島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分之百の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第一百六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二一ー三一一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年五月三十一日から平成十四年六月七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年七月二日 午後三時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。
四 開札の日時及び場所
即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年五月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（サッカー・ラグビー用備品）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・

教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行つ建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年五月三十一日から平成十四年六月七日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年七月二日 午後四時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室
なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

三十六条第三項の規定により公告する。

氏名	年齢	現職	経歴	住所	委嘱年
近藤正三	浅田憲三	五〇歳	弁護士	島根大学名誉教授	
員	島根大学教授 第九・十一・十二・十八(三十七期県地労委委員)	島根大学教授 松江市	島根県弁護士会長 出雲市	島根県地方労働委員会会長 近藤正三	昭和三十九年

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第

三十六条第三項の規定により公告する。

島根県地方労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき委嘱したあつせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成十四年五月三十一日

地方労働委員会告示

一 開発区域
安来市利弘町字林谷二五八番地一外二筆
面積 一、〇〇一・九八平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び住所
神奈川県座間市立野台五七一番地
山崎恭男

島根県知事 澄田信義

平成十四年五月三十一日

坂本和男	六八歳	学校法人山陰理容美容学園理事長	島根県商工労働部長 島根県教育委員会教育長 島根県立博物館長 第三十六・三十七期県地労委委員
杉谷正	六八歳	島根県社会福祉審議会委員 島根県情報公開審査会委員 島根県消費生活審議会委員	山陰中央新報社常務取締役論説主幹 (株)山陰中央新報文化センター代表取締役社長 島根県児童福祉審議会副会長 第三十五・三十七期県地労委委員
田村耀郎	五七歳	島根大学法文学部教授 平田市情報公開審査会委員	第三十七期県地労委委員
遠藤渡	五一歳	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 J A M 山陰執行委員長 三菱農機労働組合中央執行委員長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員
武田成司	四二歳	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 島根県電力関連産業労働組合総連合会会長 中国電力労働組合島根県本部本部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員
宮崎伸介	五〇歳	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 中国電力労働組合特別執行委員 ゼンセン同盟島根県支部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員
矢倉淳	四八歳	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 中国電力労働組合島根県本部副本部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員
吉木孝	五一歳	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 中国電力労働組合島根県本部副本部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員
江田小鷹	五七歳	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 中国電力労働組合島根県本部副本部長	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長 第三十七期県地労委委員
倉崎晃	六四歳	（社）島根県経営者協会顧問 三和興業㈱代表取締役社長 出雲商工会議所会頭	（社）島根県経営者協会事務局長 第三十七期県地労委委員
杉谷雅祥	六三歳	山陰クボタ水道用材㈱代表取締役社長 石東農機㈱代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会副会長	（株）山陰合同銀行監査役 （社）島根県経営者協会事務局長 第三十七期県地労委委員
大田市	安来市	出雲市	浜田市
			松江市
			松江市
			安来市
			松江市
			平成十一年
			平成十二年
			平成十三年
			平成五年
			平成十一年
			平成十一年
			平成九年

櫨山陽介	古瀬禦	井原讓	神田博義	三村俊道
五歳	八歳	五歳	五歳	五歳
浜田ガス㈱代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭	島根県中小企業団体中央会会長 (社)島根県経営者協会副会长	島根県地方労働委員会事務局長	島根県地方労働委員会事務局次長	島根県地方労働委員会事務局審査調整課長
日本ガス協会中国部会理事	島根県水産商工部長 第二十五～三十七期県地労委委員	島根県産業技術センター所長	島根県自治研修所次長	島根県企画振興部統計課課長補佐
浜田市	松江市	松江市	松江市	出雲市
昭和五十年	平成十三年	平成十三年	平成十四年	平成十三年
平成十三年	平成十三年	平成十三年	平成十三年	平成十三年

平成十四年五月三十日印刷

発行者 島根県

印刷所 松江市殿町島根県学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)